

議員提出議案第4号

三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月22日

提出者 三朝町議会議員 松原成利  
賛成者 三朝町議会議員 石田恭二  
賛成者 三朝町議会議員 遠藤勝太郎  
賛成者 三朝町議会議員 能見貞明  
賛成者 三朝町議会議員 藤井克孝

三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改定する。

改正後	改正前
<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議会の議員の受ける議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>332,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>253,000円</u></p> <p>(3) 常任委員長 月額 <u>246,000円</u></p> <p>(4) 議会運営委員長 月額 <u>246,000円</u></p> <p>(5) 議員（第1号から前号までに掲げる者を除</p>	<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議会の議員の受ける議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>331,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>240,000円</u></p> <p>(3) 常任委員長 月額 <u>232,000円</u></p> <p>(4) 議会運営委員長 月額 <u>232,000円</u></p> <p>(5) 議員（第1号から前号までに掲げる者を除</p>

く。) 月額 238,000円

く。) 月額 224,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。